

### 13.朝日ヶ峰地区整備計画区域

別表第2.用途の制限(第4条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
住居専用地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のアからキまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 共同住宅(居室数が一の住戸形式(以下「ワンルーム形式」という。)のものを除く。)</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) その他公益上必要な建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属する建築物で、物置又は自動車車庫</p>
店舗地区	<p>(1) ワンルーム形式の共同住宅</p> <p>(2) 工場(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。)</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>(8) カラオケボックス</p> <p>(9) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(10) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(11) 前各号に類するもの</p>

別表第 3 . 容積率の最高限度 ( 第 5 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の容積率の最高限度
住居専用地区	10分の15
店舗地区	10分の20

別表第 7 . 高さの最高限度 ( 第 9 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
住居専用地区	10 メートル
店舗地区	12 メートル